

令和6年12月12日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年11月1日から令和6年12月1日まで、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則案」に関する意見の募集を行いましたところ、計4件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>「工期等に影響を及ぼす事象」について、発注者からの設計変更や追加事項が求められた際、工期等に影響を及ぼす状況にあっても、公共工事では地方公共団体の会計年度内で竣工させる慣例などによって、発注者に対して弱い立場である請負人に対するしわ寄せが発生する可能性がある。このことから工期等に影響を及ぼす事象として「発注者からの設計変更や追加事項があった場合」を追加すべきと考える。</p> <p>また、都道府県と市区町村の工期に関する理解が国より遅れている箇所も見受けられることから、地方公共団体で確実に実施されるよう地方公共団体への本趣旨の周知が必要である。さらに、議会において追加予算や工事変更の承認手続きが円滑に行われるために、公共工事の発注担当者や議員に対する理解促進、啓蒙活動を図るべきと考える。</p>	<p>「工期等に影響を及ぼす事象」については建設業法施行規則の改正案を踏まえて規定しているものであり、公共工事における設計変更については、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものです。また、設計変更に伴う請負代金の額や工期等の適切な変更については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）において明記されており、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、明記しております。引き続き、法律や指針の趣旨が徹底されるよう、各発注者等に周知・働きかけを実施してまいります。</p>
2	<p>「建設キャリアアップシステムその他同項に規定する施工体制台帳の記載事項を閲覧することができる適切なシステムを利用することにより、発注者が当該記載事項を確認することができるようにする措置」について、建設キャリアアップシステムのみ記載であると、その使用が義務であると誤解させうるため、例えば「適切なシステム」の後に民間事業者の具体的なシステム名を記載してはどうかと考える。</p>	<p>あくまで建設キャリアアップシステムは、本措置に係るシステムの例示であり、使用を義務付けるものではありません。</p> <p>また、ご提案の民間事業者のシステムについて、現在は発注者が施工体制台帳の記載事項を確認できない仕様であると承知しています。</p> <p>今後、それらの改修等により「適切なシステム」に該当することとなった場合には、通知等を通じて、その周知や適切な運用の促進を行ってまいります。</p>
3	<p>安全書類のDXサービスを運営している事業者である。弊社の顧客は、地方の中小ゼネコンが多いため、建設キャリアアップシステムの普及が追いついていない地域が多く、「建設キャリアアップシステムその他同項に規定する施工体制台帳の記載事項を閲覧することができる適切なシステムを利用することにより、発注者が当該記載事項を確認することが</p>	<p>各民間事業者のシステムについて、現在は発注者が施工体制台帳の記載事項を確認できない仕様であると承知しています。</p> <p>今後、それらの改修等により「適切なシステム」に該当することとなった場合には、通知等を通じて、その周知や適切な運用の促進を行ってまいります。</p>

	<p>できるようにする措置」については、機能開発のハードルを下げておく方が、間口が広くなり、今回の法改正の恩恵を受けられる会社が多くなると考える。現在、具体的には、帳票の出力機能を利用して、メールで送信することで要件を満たしている状態であり、ご検討をお願いします。</p>	
4	<p>「施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認できる措置」について、建設キャリアアップシステムの登録状況は令和4年5月20日閣議決定で、システム利用で工事評定における加点措置を行うなど促進を図ってきたが道半ばの状況がうかがえる。このままではデータと紙の運用が混同する恐れがある。2019年4月より運用開始したシステムだが、事業所登録の有効期限が5年間で、更新時期を迎える。また、技能者を一人登録するのにも登録料が必要となり、現場利用料もかかる。システムの維持やメンテナンスが必要と理解するが、登録料や利用料の負担が大きいことから、登録料などの支援策とさらなる理解促進や普及を進めるべきと考える。</p>	<p>ご意見については、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。